

第1章 調査目的・調査概要

1.1 調査の目的

平成 22 年 4 月 1 日に施行された「子ども・若者育成支援推進法」(以下「子若法」という。)
第 13 条においてでは、「地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係
機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第 20 条第 3 項において「子
ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保
するよう努めるものとする」とされている。

また、平成 29 年 12 月 19 日に座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議で
決定された「座間市における事件の再発防止策について」においてでは、「子ども・若者総合
相談センターの設置を促進するとともに、既存の子ども・若者総合相談センターにおける拠
点機能の更なる充実及びメール、SNS 等インターネットを活用した相談体制の導入・充実を
推進する」とされている。

これらを踏まえ、本調査は、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を活用した相談
事業について、全国の都道府県及び市区町村並びに子ども・若者総合相談センター(以下
「センター」という。)における実態や有効な相談技術等を把握し、これを共有することによっ
て、困難を有する子ども・若者に対する支援を、一層充実させることを目的とする。

1.2 調査の概要

- (1) 全国の都道府県及び市区町村並びにセンターを対象とした事前調査の実施
- (2) 全国の都道府県及び市区町村並びにセンターを対象とした現地ヒアリングの実施
- (3) 青少年に対するインターネットによる意識調査の実施
- (4) 青少年に対するインタビュー調査の実施

